

(一関市ふるさとセンター条例の一部改正)

改正前					改正後				
別表（第10条関係）					別表（第10条関係）				
施設名	利用区分	単位	使用料		施設名	利用区分	単位	使用料	
			基本使用料	暖房料				基本使用料	暖房料
奥玉ふるさとセンター	創作室	1時間	<u>200円</u>	<u>50円</u>	奥玉ふるさとセンター	創作室	1時間	<u>300円</u>	<u>60円</u>
	集会室（日本間）		<u>400円</u>	100円	奥玉ふるさとセンター	集会室（日本間）		<u>500円</u>	100円
	集会室兼娯楽室		400円	<u>100円</u>	奥玉ふるさとセンター	集会室兼娯楽室		400円	<u>80円</u>
	保健相談室		200円	<u>50円</u>	奥玉ふるさとセンター	保健相談室		200円	<u>40円</u>
	図書室兼視聴覚室		400円	<u>100円</u>	奥玉ふるさとセンター	図書室兼視聴覚室		400円	<u>80円</u>
	共同調理室		200円	<u>50円</u>	奥玉ふるさとセンター	共同調理室		200円	<u>40円</u>
室根ふるさとセンター	会議室1	1時間	200円	<u>50円</u>	室根ふるさとセンター	会議室1	1時間	200円	<u>40円</u>
	<u>会議室2</u>		<u>200円</u>	<u>50円</u>	室根ふるさとセンター	創作室		200円	<u>40円</u>
	創作室		200円	<u>50円</u>	室根ふるさとセンター	調理室		<u>300円</u>	<u>60円</u>
	調理室		<u>200円</u>	<u>50円</u>	室根ふるさとセンター	<u>会議室2</u>		<u>300円</u>	<u>60円</u>
	<u>パソコンルーム</u>		<u>200円</u>	<u>50円</u>	室根ふるさとセンター	<u>和室</u>		<u>300円</u>	<u>60円</u>
	<u>生活研修室</u>		<u>200円</u>	<u>50円</u>	室根ふるさとセンター	集会室		<u>800円</u>	<u>160円</u>
	集会室		<u>600円</u>	150円	室根ふるさとセンター				
[略]					[略]				
備考 改正部分は、下線の部分である。									